○神奈川県町村情報システム共同事業組合の休日を 定める条例

> (平成23年4月1日) 条例 第2号)

(組合の休日)

- 第1条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として 行わないものとする。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを 妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 組合に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。